

いじめ重大事態調査報告書 公表ガイドラインの策定について

○ガイドライン策定の目的

（被害児童生徒及びその保護者等に対して）

公表を検討するにあたり、その基本的方針等を明らかにするとともに、その方針等を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者等に対し、分かりやすく正確に伝えるため。

（教育委員会として）

公表するにあたり、標準的な判断基準を明確にしておくため。

○構成

1 公表ガイドラインについて

2 公表について基本姿勢と意義・弊害

（1）基本姿勢 （2）意義と弊害 （3）岐阜県教育委員会の方針について

3 関係者に対する意思確認

（1）被害者側 （2）加害者側

4 公表する場合の公表の仕方及び内容について

（1）公表方法 （2）公表資料 （3）個人情報の取り扱い （4）公表する期間

（参考）概要版の例

○具体的記述

1 公表ガイドラインについて

☞ 目的、必要に応じてガイドラインの見直しも図りながら対応

2 公表についての基本的姿勢と意義・弊害

（3）岐阜県教育委員会の方針について

☞ 特段の支障が無いと判断した場合、調査結果を公表する。但し、被害者側が公表を望まない場合には、原則として公表しない

3 関係者に対する意思確認

（1）被害者側

☞ 生徒と保護者等との公表の意思が不一致である場合には、原則として公表の意思が無いものと取り扱う旨説明したのち、意思確認

（2）加害者側

☞ 意思確認は行わない

4 公表する場合の公表の仕方及び内容について

(1) 公表方法

☞ 記者への資料提供、県教育委員会HPへの掲載

(2) 公表資料

☞ 概要版を作成し公開

(3) 個人情報の取り扱い

☞ 特定人基準を勘案するが、公表の範囲が限定的なものにならないよう留意し検討
(いじめの客観的事実等は記載)

(4) 公表期間

☞ 6カ月を基本、一旦公表の有無を決定した後の再検討は原則として行わない
(長期にわたる掲載による関係者の精神的負担に配慮)

○流れ

3月17日 県いじめ防止等対策審議会定例会議にて報告、意見聴取

4月25日 定例教育委員会に上程（事務局報告）

○公表ガイドラインを策定している他自治体（全てHPに公開）

- ・神奈川県
- ・神奈川県横浜市、茅ヶ崎市
- ・滋賀県大津市 など